

# まちなみ

～人と環境に優しいまちづくりを目指して～



第11号 平成17年7月1日

編集・発行 羽村市都市整備部区画整理課

用途地域・地区計画に関する

## 説明会を行いました

さる、5月27日、28日の2日間、羽村東小学校体育館において、羽村駅西口土地区画整理事業施行地区の新しい用途地域及び地区計画の（市案）についての説明会を行いました。

今回の説明会では、これまでに皆様から寄せられたご意見を参考にして用途地域（市案）、地区計画（市案）を作成し、それぞれの説明を行いました。

説明会で配布したものと同内容の資料を今回の「まちなみ」と併せてお配りいたしましたので、ご質問等がございましたら、都市計画課までお寄せ下さい。

羽村駅西口土地区画整理事業が一步でも前進することができますよう、今後とも、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### 第11号の主な内容

- 1 羽村駅西口土地区画整理審議会の審議状況について
- 2 羽村駅西口駅前広場ワークショップについて
- 3 土地の権利関係の申告について

## 1 羽村駅西口土地区画整理審議会の審議状況について

羽村駅西口土地区画整理審議会の審議状況をお知らせします。

	開催日	審議事項	備考
第9回	1月25日	換地設計基準について (継続審議)	基準の細目である「申し出換地の取扱い方針(案)」について審議(継続審議)
第10回	2月23日	換地設計基準について (継続審議)	各細目について総括審議(継続審議)
第11回	3月28日	換地設計基準について (継続審議)	各細目について総括審議(継続審議)
第12回	5月11日	換地設計基準について (継続審議)	各細目について総括審議(継続審議)
第13回	6月16日	換地設計基準について (継続審議)	各細目について総括審議(継続審議)

今後の  
予定

【第14回】開催日時 平成17年7月20日(水)  
午前10時00分～  
場 所 市役所西庁舎5階 委員会室  
審議事項 換地設計基準について(継続審議)

## 2 羽村駅西口駅前広場ワークショップについて

羽村駅西口駅前広場のイメージプランを作成するために、2月8日から5月17日の間に「羽村駅西口駅前広場ワークショップ」を6回開催しました。

ワークショップでは、参加した方々が3つの班に分かれて、各回のテーマ(次のページに掲載)について意見を出し合いました。

ワークショップの成果は、「羽村駅西口駅前広場ワークショップ検討結果報告書」としてまとめられ、羽村駅の駅舎や駅前広場の基本構想、基本設計を作成する際の意見として5月30日に市へ提出されました。

今後は、このご意見等を参考にして、駅舎や駅前広場の設計を進めていきたいと考えています。

【ワークショップの様子】



【羽村駅西口駅前広場ワークショップの開催日と各回のテーマ】

	開催日	テーマ
第1回	2月 8日	駅と広場を知る
第2回	2月28日	羽村駅西口駅前広場をどんな場所にしたいか
第3回	3月16日	羽村駅西口駅前広場のゾーニング（機能配置）を考えよう
第4回	4月 5日	羽村駅の西口のバリアフリー化を考える
第5回	4月26日	駅舎のバリアフリー整備の方向性を確認する
第6回	5月17日	まとめ

◆ ワークショップの資料が必要な方は、区画整理課までご連絡下さい。

3 土地の権利関係の申告について

◆まだ、申告をされていない方へのお知らせです。◆

土地区画整理事業では、整理前の土地（従前地）にある権利を整理後の土地（換地）に移すことになります。

従前地にある権利は、施行者（市）が土地の登記簿等により調査しますが、すべての権利（借地権など、詳細については次表）が登記されているとは限りませんので、登記されていない権利については、皆様から申告していただく以外に施行者（市）は知ることができません。

このことから、所有権及び所有権以外の未登記の権利、またはこれらの権利の変更、消滅等について、まだ申告をされていない方は、施行者（市）に申告していただきますようお願いいたします。

なお、権利に関する登記を予定されている方は、申告をしていただく必要はありませんが、事業を進める上で最新の権利状況を把握する必要がありますので、施行者（市）までご連絡ください。

【申告していただきたい権利の一覧】

	説 明	申 告 に 必 要 な 書 類 等
(1) 借地権	<p>建物所有を目的として、土地を借りている場合の権利（地上権<sup>※1</sup>・賃借権<sup>※2</sup>）です。</p> <p>※1 地上権・・・ 建物を所有するために他人の土地を使用できる権利</p> <p>※2 賃借権・・・ 賃貸借契約に基づいて、賃借人（借り主）が土地を使用・収益させることを請求できる権利</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>借地権申告書</li> <li>印鑑証明書（申告者・土地所有者）</li> <li>借地をしていることを証明できるもの（賃貸借契約書等）</li> </ul>

	説 明	申 告 に 必 要 な 書 類 等
(2) 借地権 以外の 権利	<p>建物所有を目的としないで、土地を借りている場合の権利（地上権<sup>※3</sup>・地役権<sup>※4</sup>・小作権<sup>※5</sup>等）です。</p> <p>※3 地上権・・・竹木や工作物を所有するために他人の土地を使用できる権利</p> <p>※4 地役権・・・他人の土地を自己の土地の利用（通行・通水）のために使用する権利</p> <p>※5 小作権・・・小作料を支払って他人の土地を耕作・収益する権利</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>借地権以外の権利の申告書</li> <li>印鑑証明書（申告者・土地所有者）</li> </ul>
(3) 相続	<p>土地所有者または借地権者が死亡している場合、相続人は相続の届出をして下さい。届出がない場合は、関係通知を送付できない等、事業を進めていく中で不都合を生ずることがありますので、ご協力ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続届出書</li> <li>印鑑証明書（相続人全員）</li> <li>相続があったことが証明できるもの</li> </ul>
(4) その他	<p>（1）～（3）以外にも次のような場合には申告が必要です。</p> <p>①権利に変動が生じた場合</p> <p>②住所または氏名が変わった場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>権利変動届出書</li> <li>所有権移転届出書</li> <li>住所（氏名）変更届出書</li> <li>印鑑証明書（権利変動届出書のみ）</li> <li>変更等の内容が証明できるもの（登記簿謄本・住民票など）</li> </ul>

※申告書や届出書が必要な方、土地の権利関係の申告についてご質問等をお持ちの方は、区画整理課または羽村駅西口個別説明事務所までご連絡下さい。

### お問い合わせ

#### ○羽村市都市整備部区画整理課

羽村市緑ヶ丘5-2-1

TEL(042)555-1111（内線289）

#### ○羽村駅西口個別説明事務所

【開所日】毎週月曜日～金曜日及び  
毎月第1・3・5土曜日

【開所時間】(正午から午後1時を除く)

①月・水・金・土曜日

午前9時～午後5時

②火・木曜日 午前9時～午後8時

【住所】羽村市羽東1-14-1

TEL(042)554-9026

### 羽村駅西口個別説明事務所案内図

